

やまなしPPP／PFI地域プラットフォーム要綱

（名称）

第1条 本会は、「やまなしPPP／PFI地域プラットフォーム」という。

（目的）

第2条 本会は、山梨県内の地方公共団体における公共施設等の整備・維持管理・運営等に関し、地域の産官学金間の連携の強化、地方公共団体及び民間事業者の能力の向上を図り、PPP／PFI事業（以下「官民連携事業」という。）の導入を促進することにより、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の成長に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 本会は山梨県内の産官学金の団体等の参加をもって組織する。

- 2 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。
- 3 本会の円滑な事業実施・運営を確保するため、コアメンバーを選定する。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

- (1) 山梨県における官民連携事業の案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための意見交換。
- (2) セミナー・研修の開催などを通じて官民連携事業に関する情報及びノウハウの共有。
- (3) その他、山梨県における官民連携事業の導入促進のために必要なこと。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、山梨県総務部及び株式会社山梨中央銀行地方創生推進部が務める。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、コアメンバーに諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月31日から施行する。

別表（第3条関係） コアメンバー団体

構成員	備考
山梨県	事務局
甲府市	
富士吉田市	
山梨市	
大月市	
韮崎市	
南アルプス市	
北杜市	
甲斐市	
笛吹市	
甲州市	
中央市	
市川三郷町	
早川町	
身延町	
南部町	
昭和町	
道志村	
西桂町	
忍野村	
山中湖村	
鳴沢村	
国立大学法人 山梨大学	
公立大学法人 山梨県立大学	
山梨学院大学	
株式会社山梨中央銀行	事務局